

各部会員からの御意見への対応一覧

参考資料 1

No.	該当 ページ	該当項目	部会員 (敬称略)	御意見	事務局対応	反映 ページ
1	3	2(1)エ 計画書等の公表	青柳	公表はあくまで情報の共有による取り組み促進のためであり、出来ていない事業者への罰則を行うためではないことを、どこかに書いたらどうか。	「(4) 実施すべき制度の見直し」中、「イ(カ) 評価結果の公表（基本的な考え方）」に追記しました。	12
2	5	2(2)ア 県全体の温室効果ガス排出状況	青柳	産業部門という表現は、初めて見る人にとっては、実は分かり難い(産業部門という言葉は広い意味にも使われるため)。どこかに、「製造部門など」を指すことを注意書きしたらどうか。	温対計画改定案(p22)の記載に合わせ、グラフ<県内の温室効果ガス排出量の部門別構成比(2020年度)>の下に各部門の主な排出原に関する注釈を追記しました。	5
3	6	2(2)ウ 事業者の動向	青柳	「≒大企業」及び「≒中小企業」という記載は、イメージしやすい言葉であるが、一方で誤解を生みやすいため、従業員数、資本等、目安となる数字をあげた方が良いのではないか。	御意見を踏まえ、中小企業基本法に基づく「中小企業」の定義例を追記しました。	6,7
4	8	2(3)ア 計画書制度の課題	青柳	(ア) 課題1について、「基準(望ましい水準)を示していない」の主語は誰か(県、事業者自身等)。また、課題1の趣旨は、「神奈川県全体として目指すべき削減目標が、県によって示されていないために、各事業者が自身の削減目標を設定するための目安となる数字がなく、なおかつ事業者の削減目標の総計値と県全体の削減目標にどの程度貢献できるのか、不明であった。」ということか。	主語は「県」です。 なお、課題1の趣旨が伝わり易くなるよう表現を一部修正しました。	8

各部会員からの御意見への対応一覧

No.	該当 ページ	該当項目	部会員 (敬称略)	御意見	事務局対応	反映 ページ
5	8	2(3)ア 計画書制度の課題	青柳	(イ) 課題2について、見える化とは、誰にとって「見える」形になっているものなのか。 また、課題2の趣旨は、「各事業者が自身の排出削減の具体的な数値を押さえておらず、なおかつ業界が自分自身の排出削減水準の数値を算出しているわけではないため、事業者が自信の取り組みを評価できていない」ということか。	「見える化」の相手方は様々想定されますが、まずは、事業者自身が同業他社等と比較することで、自らの現在地を把握できるようになることが重要と考えます。 なお、課題2の趣旨が伝わり易くなるよう表現を一部修正しました。	8
6	8	2(3)ア 計画書制度の課題	青柳	(ウ) 課題3の趣旨は、「数字を出すことに止まっており、その数字の評価や、排出削減に繋がる取り組みにまで至っていなかった」ということか。	課題3の趣旨が伝わり易くなるよう表現を一部修正しました。	8
7	8	2(3)イ 見直しの方向性	青柳	ここに挙げられている事項以外にも、事業者のサプライチェーンでの対応、業界ごとの対応など、企業集団としての取組を評価することの必要性などが挙げられていたと思う。	御意見を踏まえ、「4 今後の検討課題」中「(1)ア(ア)評価項目の詳細の検討」にサプライチェーンでの対応等について追加しました。	15
8	9	2(3)イ(カ) 排出量取引制度 (キャップ&トレード)	鎌形	「産業の空洞化」や「炭素リーケージ」について心配する向きがあるのは理解するが、事業所の立地には、賃金水準、従業員確保、交通の便、マーケットとの関係その他多岐にわたる事情も大きく関係してくるため、「おそれもある」と客観的に部会が認定したような表現にするのは少し行き過ぎのように思う。ただし、確かにおそれがあると考えの人がいるのは事実なので、例えば、「おそれがあるとの考え方にも留意が必要」としてはどうか。	御意見のとおり修正しました。	9

各部会員からの御意見への対応一覧

No.	該当 ページ	該当項目	部会員 (敬称略)	御意見	事務局対応	反映 ページ
9	10	2(4)ア(ア) 計画期間	赤松	「2028年度に全ての計画書について評価制度を適用する」との記述について、現行制度において、2023年度が計画最終年度の事業者が、次年度（2024年度：評価制度開始前）に5年計画（2024～28年度）を選択した場合、評価制度適用は2029年度にならないか。	移行期間に関する注釈を追記しました。 なお、2024年度は、移行期間として、最大4年計画とするよう事業活動温暖化対策指針（告示）の改正を予定しています。	10
10	11	2(4)イ(ウ) 評価周期	鎌形	「一方、事業者の取組意欲の向上を図るため、計画時に高い目標を設定した場合は、実績評価の際に配慮する」との記述について、この部分は「評価周期」の問題というよりは評価の仕方の問題なので、「(エ) 評価軸・評価項目」または「(オ) 評価のアウトプット」の項目の中で配慮事項として記述してはどうか。	御意見のとおり「(エ)評価軸・評価項目（基本的な考え方）」に移動しました。	11
11	11	2(4)イ(ウ) 評価周期	赤松	「計画時に高い目標を設定した場合は、実績評価の際に配慮する」との記述について、逆に、低い目標の事業者が実績でその目標を達成しても、県の評価基準に基づく絶対評価では高評価にはならないことになるが、目標設定の際の計画だけでは評価せず、実績も各目標達成度ではなく絶対評価なら、事業者が目標設定する意味は何か。	御意見のとおり評価は実績に対して行います。一方で、県温対計画の中期目標の達成のためには、各事業者が野心的な目標を設定して主体的かつ計画的に取組を進めていただくことが重要です。そのため、県が示す一定の基準以上の削減目標を設定し、意欲的に取り組もうとする事業者には、評価の際に、実績とは別に一定の配慮が必要と考えます。	—

各部会員からの御意見への対応一覧

No.	該当 ページ	該当項目	部会員 (敬称略)	御意見	事務局対応	反映 ページ
12	12	2(4)イ(カ) 評価の公表	鎌形	「事業者が意見する機会」は「事業者が意見を述べる機会」と修正してはどうか。	御意見のとおり修正しました。	12
13	12	2(4)イ(カ) 評価の公表	赤松	「特に低評価結果の公表については、経過措置を設定する」との記述について、毎年度、評価結果を公表する中において、そのような措置が取られていることで、数年間結果が未定の事業者は低評価であることが推察されてしまうのでは。	評価制度適用前の事業者との表記統一（例：いずれも「－」など）や、非公開の措置対象（例：5段階中下位2段階は当面非公開など）等についても今後、検討します。	－
14	16	4(1)ア(イ) 評価基準の設定	鎌形	原案では両者が二者択一のように書かれているが、対立的な議論にならないように、また、場合によっては組み合わせもあり得るので、もう少し幅を持たせた方が良いのでは。  例えば、「なお、温室効果ガス削減の取組の評価については、改定後の温対計画における目標との整合性を考慮して絶対量の「排出量」で評価する方法、事業者の事業環境を考慮して割合の「原単位」で評価する方法などが考えられるが、県内企業の温室効果ガス削減を促す観点からどのような評価のあり方が効果的か、更に検討が必要である」としてはどうか。	御意見のとおり修正しました。	16
15	16	4(1)イ(ア) 総合評価方法の 詳細	佐々木	総合評価方法については、引き続き検討となるが、十分な審議が必要としながらも、早い時期に方向性を示す必要がある。	御意見を踏まえて表現を一部修正しました。	16